

早期発見 と 見守り・支援 で 高齢者と障がい者を 虐待から守る



高齢者や障がい者への虐待は、大きな社会問題になっています。
この背景には、認知症や障がいに対する理解不足、家族の介護疲れなど、さまざまな要因があります。
虐待を早期に発見し、また地域全体で見守り、支援することができれば、高齢者や障がい者は健やかに暮らすことができ、万が一の虐待からも救うことができます。

◆こんなことが虐待になります

虐待は大きく5つに分かれ、いくつかの虐待が重なって行われている場合もあります。

◇身体的虐待

暴力をふるい体に傷や痛みを負わせること、身動きがとれない状態にすること。

(例) たたく、蹴る、縛り付ける、無理やり食事を口に入れる

◇心理的虐待

侮辱や拒絶の言葉・態度で、精神的な苦痛を与えること。

(例) 怒鳴る、悪口を言う、子ども扱いする、意図的に無視する、心理的苦痛を与える

◇性的虐待

無理やり（または同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。

(例) 人前でおむつを交換する、下着のまま放置する、わいせつな行為をする（させる）

◇経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使うこと。また、理由なく金銭を与えないこと。

(例) 不動産や年金、預金を勝手に使う、必要な金銭を渡さない

◇ネグレクト（介護や世話の放棄）

食事や入浴、洗濯、排せつ物などの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること。

(例) 食事を与えない、入浴させない、受診させない

◆虐待の原因の一つは介護疲れです

介護者の心身の疲労は、虐待の主な原因の一つです。

介護は長期にわたることが多く、また「自分（たち）でやらなければ」と、家族だけで全てを抱えこもうとする場合が少なくありません。介護者の負担が限界に達したとき、虐待という結果を招くこととなります。

短期入所など福祉サービスの利用で介護者の負担を減らし、冷静になれる時間や休息できる時間を作りましょう。

サポートを上手に利用しましょう

虐待をしている本人には、虐待をしているという認識がない場合が多いです。

虐待されている側も、介護してくれている家族をかばうこと、また、虐待されている事実を周囲に知られたくないといったことが少なくありません。

介護をしている人は、悩みや心配ごとを一人で抱えこまないでください。専門機関や相談窓口を上手に活用しながら、介護を続けていきましょう。



周囲の気付きと通報がみんなを救います

虐待を防ぐには、周囲の早期発見が重要です。

守秘義務により、通報者名とその内容は守られますので、虐待を発見したときや、虐待かもという疑いを持ったときには、すぐに通報してください。



「高齢者虐待防止ネットワーク」で虐待防止へ

町では「高齢者虐待防止ネットワーク」を設け、各関係機関の連携を強化し、高齢者虐待防止の支援方法の構築に取り組んでいます。



◆高齢者・障がい者の介護に関する相談／虐待の通報先

福祉課 ☎85-7790

◆高齢者の介護に関する相談

町地域包括支援センター ☎85-3002